

事 務 連 絡

令和4年12月16日

各 位

川越市長 川合 善明

令和4年度知的障害福祉サービス事業者重度加算等補助金の  
交付申請について（通知）

令和4年度の川越市知的障害福祉サービス事業者重度加算等補助金の交付について、下記のとおり通知いたします。交付を希望する事業者におかれましては、提出期日までに申請をして下さい。

記

- 1 補助対象者 別紙のとおり
- 2 提出物 ①提出書類連絡票 ②交付申請書 ③申請額算出書  
④理由書（任意様式） ⑤収支予算書（任意様式）  
⑥事業計画書・財産目録 貸借対照表（任意様式）  
（社会福祉法人のみ）  
⑦預金口座振込依頼書
- 3 提出方法 障害者福祉課まで郵送又は持参
- 4 提出期日 令和5年1月13日（金）  
※郵送の場合は期日までに必着

川越市福祉部障害者福祉課  
障害給付担当 内田 塚原  
連絡先 049-224-6312

## 知的障害福祉サービス事業者重度加算等補助金の申請について（お知らせ）

### 1 申請にあたり

「川越市知的障害者障害福祉サービス事業者重度加算等補助金交付要綱」を確認のうえ申請をして下さい。

### 2 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者で、本市から法第19条第1項の支給決定を受けている知的障害者（別表において「決定知的障害者」という。）に法による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行っているものとする。

ただし、施設入所支援の支給決定を受け、障害者支援施設に入所している者は算定対象に含まない。なお、特定障害福祉サービスを行っているか否かは、基本報酬の請求の有無に対応するものとする。

### 3 交付決定額について

本補助金は予算の範囲内において交付するため、交付申請額の総額が予算額を超過した際は、交付申請額どおりの交付決定とならない場合があります。

#### 4 補助基準額

項目	対象経費	補助額
重度加算	特定障害福祉サービスに要する経費	埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている決定知的障害者でその障害の程度が㊦又はAのものに対し、特定障害福祉サービスを行った場合、1月につき1人当たり 12,000円
重度重複加算	特定障害福祉サービスに要する経費	重度加算の対象となる者で、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級のものに対し、特定障害福祉サービスを行った場合、1月につき1人当たり 15,000円
送迎費	特定障害福祉サービスを利用する決定知的障害者の送迎に要する経費	1月につき、決定知的障害者の総和を10で除した数(小数点以下の端数が生じたときは、その数を切り捨てた数とする。)に36,000円を乗じた額又は当該決定知的障害者の送迎に要する自動車の台数に36,000円を乗じた額のいずれか低い額